

## 第5回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和5年8月8日(火)13時30分～16時30分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員

使用者代表委員 北村委員、西本委員、花原委員

### 【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、片山賃金室長

市村賃金室長補佐、寺地労働基準監督官

4 議 事

(1) 金額審議

(2) その他

5 議事内容

市村賃金室長補佐 ただ今から第5回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

本専門部会の成立について確認します。本日は全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告します。

本日の専門部会は公開しており、2名の傍聴人がお見えになっています。傍聴者の方々には、受付でお渡ししている遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

佐藤部会長 こんにちは。第5回目になります。昨日までは労働者側が950円で、使用者側が888円という金額を御提示いただいているところです。まだ両者の隔たりがか

なりありますので、今日も審議を進めていきたいと思いを。

では、議事の1に入りますが、審議に入る前に、河村委員と西本委員との三者で本日の進め方について協議をさせていただきたいと思いを、いかがでしょうか。（異議なし）

佐藤部会長 では、15分ほど休会させていただきます。

会場の準備をお願いします。

〔三者協議〕

佐藤部会長 それでは、再開します。

前回、第4回目までで、先ほど申し上げたとおり、労働者側が950円、使用者側が888円という金額を提示していただいております。隔たりがまだかなりありますので、再度新たな金額を提示していただきたいと思いを。労働者側、使用者側それぞれ分かれて協議をしていただきたいと思いを、どれぐらいのお時間が必要になりますでしょうか。

河村委員 15分お願いします。

佐藤部会長 では、15分間各側協議のため休会します。

会場の、準備をお願いします。

〔各側協議〕

佐藤部会長 再開します。

では、御協議いただいたと思いを、現時点での双方の金額の提示をお願いしたいと思いを。使用者側からお願いします。

西本委員 使用者側は前回、プラス34円の888円で提示しましたが、今回はそれにプラス4円の38円ということで、892円を提示します。前は消費者物価指数の前年の年度平均の3.5%を取っていましたが、7月から6月までの1年間の平均で計算すると3.975%になり、それを4%として854円に掛けると34円になります。それに隣の格差是正の4円は変わりませんから、34円プラス4円の38円としました。

佐藤部会長 892円ですね。ありがとうございます。

では、労働者側、お願いします。

河村委員 それでは、労働者側です。前回950円ということで提示をさせていただきましたが、これまで3要素に従って検討を重ねてきました。それぞれの指標から見ても、やはり1,000円というところは到達すべき水準だという認識は変わっておりません。ただ、その中で少しでも歩み寄りをということで、950円ということで提示をさせてい

ただいておりました。それは影響率等も踏まえながらということで判断をさせていただきました。ただ、先ほどの労働者側委員の協議の中でも、この金額から引き下げていく、歩み寄るというところに現時点は根拠が見いだせないということで、今の段階では前回提示している950円にとどめさせていただきたいと思います。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。労働者側は950円ですね。

ということで、まだ現時点でかなり隔たりがありますので、公益委員との協議を進めていきたいと思います。

最初に、公益委員と労働者側委員で協議をさせていただきます。その間、使用者側委員は使用者側委員で協議をしてください。終わりましたら、引き続き使用者側委員との協議をさせていただきます。

では、会場の準備をお願いします。休会します。

〔公益・労働者側協議〕

〔公益・使用者側協議〕

佐藤部会長 では、再開をしたいと思います。

公益委員として労働者側、使用者側それぞれとお話をさせていただきましたが、その中で労働者側から943円の提示がありました。使用者側からは先ほど892円の提示があり、本日のところまだ隔たりが埋まっておりません。今回が第5回目で、明日は第6回目となります。第6回の専門部会では、公益委員見解を示させていただき、公益側の金額を提示させていただきます。それで採決をさせていただきたいと考えています。

これまで審議を重ねてきた中で、何か御意見等がありましたらお願いします。

河村委員 労働者側としては当初1,000円ということで御提示をさせていただいておりました。その後、使用者側委員の御意見等も踏まえながら950円ということで御提示をさせていただきました。それでもまだ隔たりが大きいということで、公益委員の皆様は御足労を頂きながら協議してまいりました。その中で、我々としてはやはり労働者の生計費の部分、5.27%の45円、ここの部分はもうマストだという考えは譲りようがありません。その上で労働者の賃金、本来目指すべきところとしては連合のリビングウエイジの1,020円があるわけですが、影響率等々のことも踏まえながら考えていくと、全国平均の数字でいきますと、今回、マスコミ報道では全国平均1,002円ということで報道されていますが、あれは加重平均であり、全国の単純平均でいくと943円ということになります。仮にこのペースで上がっていくとすれば、2025年には全国の単純平均

が1,000円を超えてくるということになります。そういったところ踏まえながら、我々としてはやはり全国の単純平均1,000円、ここは目指すべきであろうと考えております。先ほどの公益委員との協議でも943円ではどうかという打診をさせていただいたわけですが、それにしてもまだ使用者との溝が埋まらないということで、我々としては、もう943円というところがロジック的に歩み寄れるミニマムといいますが、もう最大の歩み寄りだと思っております。誠に残念なのですが、明日の公益委員見解を見させていただいて、労働者側でまた協議したいと思っております。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。使用者側は何かありますか。

(なし)

佐藤部会長 というわけで、本日の審議はここまでとしたいと思います。

明日の第6回鳥取県最低賃金専門部会は先ほどの各側との協議の結果、9時30分から開催したいと思います。

次回は、公益委員見解を示させていただいて、その直後に採決を行いたいと思います。その中で全会一致すればそれで終わりとなりますが、本日のところかなり金額に隔たりがあるので、なかなか全会一致ということは見込めないと思いますので、その後、11時から第540回鳥取地方最低賃金審議会を開催することになるかと思っておりますので、そのように予定をお願いしたいと思います。

では、議事の2その他について、事務局からお願いします。

片山賃金室長 第6回鳥取県最低賃金専門部会につきましては、明日8月9日水曜日の9時30分からこの会場において開催します。

また、第540回鳥取地方最低賃金審議会(答申)を、同日の11時から同じくこの会議室において開催予定とします。

ただし、先ほどのお話の中で全会一致は難しいのかもしれませんが、鳥取県最低賃金の審議におきまして専門部会が全会一致となりますと、最低賃金審議会令第6条第5項が適用され、専門部会報告をもって審議会でも決議されたものとみなされます。労働局長宛て答申がなされますので、同日開催予定の第540回鳥取地方最低賃金審議会は開催いたしません。

答申に対する異議の申出があった場合、8月25日金曜日11時から第541回鳥取地方最低賃金審議会を開催します。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。

では、本日は長時間ありがとうございました。これにて第5回鳥取県最低賃金専門部会を終了させていただきます。